

平成 28 年 8 月 9 日  
株住宅新報社  
出版・企画グループ  
TEL. 03-6403-7806

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の本試験は、平成 28 年 4 月 1 日現在施行の法令等に基づいて出題され、平成 28 年 10 月 16 日（日）に実施されます。

ページ・位置	改正前	改正後
P502 肢 2 上 1 行目	(買取型)において、住宅の	(買取型)において、 <b>住宅の購入に付随しない住宅の</b>
P503 肢 2 上 2～3 行目を変更	住宅の建設・購入資金の貸付債権である(機構業務方法書 3 条 1 号)。改良資金の	住宅の建設(および建設に付随する土地・借地権の取得)資金の貸付債権と、 <b>住宅の購入(および購入に付随する土地・借地権の取得または当該住宅の改良)資金の貸付債権である(同法 13 条 1 項, 同法施行令 5 条 1 項)。住宅の購入に付随しない改良資金の</b>